

(裏面)

重度身体障害者医療費申請の注意事項

1. 同一月内に同一被保険者証の被保険者及び被扶養者の自己負担額の合算額が一定額以上を超え高額療養費が支給される場合は、被保険者証、同一世帯員の領収書、高額療養費支払通知書を添付してください。
2. 過去 1 年間に同一の被保険者証の被保険者又は被扶養者で、高額療養費の該当回数が 4 回以上あった場合は、4 回目以降は、被保険者証並びに支払通知を添付してください。
3. 院外処方による調剤の場合には保険薬局から証明してもらってください。
4. 偽りその他不正行為により医療費の支給を受けた場合は、支給を受けた額の全部又は一部を返還していただくことがあります。